

町民税・県民税の特別徴収について

町・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

別紙指定通知書のとおり地方税第41条、第321条の4及び第328条の5並びに吉賀町税条例第45条第1項の規定により貴事務所（貴殿）を特別徴収義務者に指定いたしました。

特別徴収事務事項

1. 町・県民税の特別徴収とは

納税者が納めなければならない町・県民税を12分の1づつに分けて、6月から翌年5月まで、毎月給与の支払われるときに差し引いて、その月分として一括納入していただく制度をいいます。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を源泉徴収して納入する義務のある者が特別徴収義務者になります。特別徴収義務者は、町長から送達された税額通知書により毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて翌月の10日までに納入する義務があります。

3. 特別徴収義務者へ通知書を

- (1) 同封の「給与所得に係る町・県民税特別徴収税額の通知書」は、特別徴収義務者用（事業所用）と納税義務者用とありますので特別徴収義務者用は控えに、納税義務者用は個人別に切り離してそれぞれの納税者へお渡しください。
- (2) 納税義務者が退職、その他の事由によって、渡すことができないときは、異動届出書とともに、すみやかにお返しくください。
- (3) 納税義務者が特別徴収税額のうち給与所得以外の所得に対する税額の全部又は一部を普通徴収されたい旨を申し出た場合はその旨を6月30日迄に申し出てください。

4. 月割額の徴収方法は

同封の「給与所得に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特徴義務者用）」に記載してある各納税者の月割額を、第1回目は6月に支払いをする給与から徴収し、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで給与を支払う際、順次徴収してください。

5. 月割額の納入方法と納期限は

各納税者から徴収した月割額の合計額及び、退職者にかかる一括徴収税額をあわせ、別添の「納入書」に納入金額などの所要事項を記入し、翌月10日まで（休日の場合は、その翌日）に、指定の金融機関又は収納代理金融機関へ納入してください。

6. 月割額を納期限までに納入しなかったときは

督促手数料……督促状を発した場合1通につき 100円

延滞金の計算

納期限の翌日から納付（入）の日までの日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合に1%を加算した割合（以下、「延滞金特例基準割合」という。）が、年7.3%に満たない場合には、その年（以下、「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には年7.3%）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。ただし、不足税額に1,000円未満の端数金額がある時にはその端数金額を切り捨てて計算し、不足金額が2,000円未満である時にはその金額を切り捨てます。延滞金に100円未満の端数金額がある時には端数金額を切り捨てます。延滞金額が1,000円未満の場合は全額切り捨てます。

(注)督促状発付後10日を経過してもなお納入がない場合は、延滞処分(地方税法第331条)を受けることがあります。

7. 退職・転勤などの異動があったときは

納税者が退職・転勤・休職・死亡などにより給与の支給を受けなくなったときは、すみやかにこの綴込みにある「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に該当事項を記入のうえ提出してください。

なお、転勤のときは勤務先で未徴収税額を引続いて特別徴収していただくこととなりますので、事実発生と同時に転勤先の所在地、名称（氏名）などを記載し提出してください。

(注) 退職者の未徴収税額の徴収について

当該年度の6月1日から12月31日までに退職の場合は本人の申し出があった時、また翌年の1月1日から4月30日までに退職の場合は全員5月31日までに支払われる給与または退職手当等から一括徴収してください。

8. 特別徴収税額が変わったときは

所得金額の修正や、不要人員・保険料控除額等の修正などにより、特別徴収税額が変更されたときは、「町・県民税特別徴収税額変更通知書」をお送りしますから、変更された月割額によって徴収してください。

9. 納期の特例を受けたいときは

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の特別徴収義務者は、町長の承認を受けて年2回（6月分から11月分までを12月10日までに、12月分から翌年5月分までを6月10日までに）にまとめて納入することができます。この納入方法を希望されるときは、その旨ご連絡ください。

10. 就職などの異動があったときは

納税者が特別徴収を希望するとき、就職などにより給与の支給を受けるようになったときは、この綴込みにある「普通徴収から特別徴収への切替届出書」に該当事項を記入のうえ提出してください。

退職所得に係る特別徴収事務の取扱い要領

1. 退職所得に対する町県民税は

町・県民税は、所得税と異なり前年中の所得に対して、その翌年に課税しますが、退職所得に対しては、所得税と同じように退職手当等が支払われたときに税金を徴収する、現年分離課税となされています。

したがって、その税額の計算も退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が行い、市町村に申告納入する制度となっています。

2. 税額の計算方法と納入方法は

退職手当等を支払われる際には、退職所得に係る住民税の課税の特例によって町・県民税額を算出、退職手当等から徴収し、納入済通知書の裏面にある「町民税・県民税納入申告書」に所定事項を記入のうえ、表面の「納入金額退職所得分欄」に徴収税額を記入し、翌月10日までに指定金融機関へ納入してください。

合わせて、この綴込みにある「退職所得に係る町民税・県民税の納入届出書」に退職者毎に該当事項を記入のうえ提出してください。

不明な点をご連絡ください。

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

特別徴収税額の納入について中国5県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、右の「指定通知書」に最寄りのゆうちょ銀行・郵便局名、特別徴収義務者名とその所在地を記入して、ゆうちょ銀行・郵便局へ提出ください。

ゆうちょ銀行・郵便局

年 月 日

..... 店 長 様

..... 郵便局長 様

吉賀町長 岩 本 一 巳



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税、県民税特別徴収税額の取扱店及び取扱局に指定しますので通知します。

- 1. 口座番号 01480-6-960072
- 1. 加入者の名称 吉賀町会計管理者
- 1. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

特別徴収義務者名	
所 在 地	

**退職の日が1月1日から4月30日
までの間の人については、本人か
ら申し出がない場合であっても、
残りの税額を必ず一括徴収してく
ださい。**

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書の書き方

税額通知書に記載してある年税額を書き入れてください。

給料から天引きして徴収した月及び納入額の合計額を書き入れてください。

給料から天引きできなくなった合計額を書き入れてください。

転勤・退職等の年月日を書き入れてください。

1. 特別徴収継続
転勤等で、引き続き給料天引きを希望する場合
2. 一括徴収
退職等の際に未徴収税額を一括して全額納入する場合
3. 普通徴収
退職等により未徴収税額を個人が納入する場合
(当課より本人へ納付書を送付します。)

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

吉賀町長様		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は 名 称	特別徴収義務 者 指 定 番 号		④		係 名		氏 名
年 月 日 提出			所 在 地	この届出書に 添着される方		電 話		()		()
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額	
個人番号	氏名 (旧姓)		円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円	
給与の支払を受けなくなった後の住所	新しい勤務先の名称及び所在地	電 話 ()	特別徴収継続のため、上記勤務先へ月割額 円を 月分から徴収するよう連絡しました。			“1.”に○印を付けた場合には 次の各欄にも記入してください。		“2.”に○印を付けた 場合には次の各欄にも 記入してください。		

転勤等により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合には、くわしく書き入れてください。

1月1日から退職時までには支払の確定した給与・賞与の額を書き入れてください。

一括徴収される場合には、本人の申し出を確認する意味で、本人の印を押してください。ただし、1月以降の場合は不要です。

1月1日から退職時までには給与から控除した社会保険料の額を書き入れてください。

1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出がなくても、必ず一括徴収してください。

一括徴収の申告 年 月 日	徴 収 予 定			※市町村記入欄	
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
異動者印	・	円	円	現年度	
	・	円	円		新年度
	・	円	円		
一括徴収した税額は 月分の納入書で納付します。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)					

新勤務先での徴収月と月割額を書き入れてください。

一括徴収される場合で、支払いが退職月と相違するときは、徴収予定月日を記入してください。

一括徴収される場合納入所の使用月を記入してください。
※必ずご記入ください。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

吉賀町長様		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は 名称		(印)		特別徴収義務 者指定番号		
年 月 日提出			所在地		係名		氏名		
						電話 ()			
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額
個人番号	氏名 (旧姓)		円	月分から 月分まで	円	. .	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円
給与の支払を受けなくなった後の住所				円					控除社会 保険料額
新しい勤務先の名称及び所在地		電話 ()							円
特別徴収継続のため、上記勤務先へ月割額 円を 月分から徴収するよう連絡しました。						← “1.” に○印を付けた場合には 次の各欄にも記入してください。		“2.” に○印を付けた 場合には次の各欄にも 記入してください。	

1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出がなくても、必ず一括徴収してください。

一括徴収の申告		徴 収 予 定			※市町村記入欄	
年 月 日		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
異動者印		. . .	円	円		
		. . .	円			
		. . .	円			
一括徴収した税額は 月分の納入書で納付します。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)					現年度	新年度

※ 裏面記載要領をよく読んでから、ご記入ください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載事項

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、支払を受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している町長に対して翌月の10日までに、新年度分について新たに特別徴収の方法により徴収することとなる課税市町村に対しては特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 「特別徴収義務者指定番号・個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された番号を記載してください。

(3) 「給与の支払をうけなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

(4) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(ア) 給与の支払をうけなくなった人が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(イ) 退職後当該翌年度5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。

(注…次の①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が当該年の12月31日までで、一括徴収の希望が無いため。

② 当該翌年度5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(5) 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

(6) 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(7) 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額もしくは退職手当等のそれぞれの額によってあな分した額）を記載してください。

※印の欄には、記載しないでください。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

吉賀町長様		給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	氏名又は名称		⑩		特別徴収義務者指定番号		
年月日提出			所在地				<small>この届出書に 応答される方</small>	係名	氏名
						電話 ()			
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額
個人番号	氏名	(旧姓)	円	月分から 月分まで	円	・	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円
給与の支払を受けなくなった後の住所									
新しい勤務先の名称及び所在地		電話 ()							
特別徴収継続のため、上記勤務先へ月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡しました。						“1.”に○印を付けた場合には次の各欄にも記入してください。		“2.”に○印を付けた場合には次の各欄にも記入してください。	

1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出がなくても、必ず一括徴収してください。

一括徴収の申告		徴収予定			※市町村記入欄	
年月日		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
異動者印		・	円	円		
		・	円			
		・	円			
一括徴収した税額は _____ 月分の納入書で納付します。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)					現年度	新年度

※裏面記載要領をよく読んでから、ご記入ください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載事項

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、支払を受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している町長に対して翌月の10日までに、新年度分について新たに特別徴収の方法により徴収することとなる課税市町村に対しては特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 「特別徴収義務者指定番号・個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された番号を記載してください。

(3) 「給与の支払をうけなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

(4) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(ア) 給与の支払をうけなくなった人が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(イ) 退職後当該翌年度5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。

(注…次の①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が当該年の12月31日までで、一括徴収の希望が無いため。

② 当該翌年度5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(5) 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

(6) 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(7) 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額もしくは退職手当等のそれぞれの額によってあな分した額）を記載してください。

※印の欄には、記載しないでください。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

吉賀町長様		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は名称		⑩		特別徴収義務者指定番号		
年 月 日提出			所在地				係名 氏名 電話 ()		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額
個人番号	氏名 (旧姓)		円	月分から 月分まで	円	・	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円
給与の支払を受けなくなった後の住所				円					
新しい勤務先の名称及び所在地		電話 ()							
特別徴収継続のため、上記勤務先へ月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡しました。						“1.”に○印を付けた場合には次の各欄にも記入してください。		“2.”に○印を付けた場合には次の各欄にも記入してください。	

1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出がなくても、必ず一括徴収してください。

一括徴収の申告		徴収予定			※市町村記入欄		
年 月 日		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)			
異動者印		・	円	円			
		・	円				
		・	円				
一括徴収した税額は _____ 月分の納入書で納付します。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)						現年度	新年度

※ 裏面記載要領をよく読んでから、ご記入ください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載事項

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、支払を受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している町長に対して翌月の10日までに、新年度分について新たに特別徴収の方法により徴収することとなる課税市町村に対しては特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 「特別徴収義務者指定番号・個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された番号を記載してください。

(3) 「給与の支払をうけなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

(4) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(ア) 給与の支払をうけなくなった人が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(イ) 退職後当該翌年度5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。

(注…次の①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が当該年の12月31日までで、一括徴収の希望が無いため。

② 当該翌年度5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(5) 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

(6) 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(7) 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額もしくは退職手当等のそれぞれの額によってあな分した額）を記載してください。

※印の欄には、記載しないでください。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

吉賀町長様		給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	氏名又は 名称		⑩		特別徴収義務 者指定番号		
年 月 日提出			所在地				係名 氏名 電話 ()		
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額
個人番号		氏名 (旧姓)	円	月分から 月分まで	円	・	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円
給与の支払 を受けなくな った後の住 所									
新しい勤務 先の名称及 び所在地		電話 ()							
特別徴収継続のため、上記勤務先へ月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡しました。						← “1.” に○印を付けた場合には 次の各欄にも記入してください。		“2.” に○印を付けた 場合には次の各欄にも 記入してください。	

1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出がなくても、必ず一括徴収してください。

一括徴収の申告		徴 収 予 定			※市町村記入欄	
年 月 日		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
異動者印		・	円	円		
		・	円			
		・	円			
一括徴収した税額は _____ 月分の納入書で納付します。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)					現年度	新年度

※ 裏面記載要領をよく読んでから、ご記入ください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載事項

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、支払を受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している町長に対して翌月の10日までに、新年度分について新たに特別徴収の方法により徴収することとなる課税市町村に対しては特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 「特別徴収義務者指定番号・個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された番号を記載してください。

(3) 「給与の支払をうけなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

(4) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(ア) 給与の支払をうけなくなった人が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(イ) 退職後当該翌年度5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。

(注…次の①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が当該年の12月31日までで、一括徴収の希望が無いため。

② 当該翌年度5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(5) 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

(6) 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(7) 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額もしくは退職手当等のそれぞれの額によってあな分した額）を記載してください。

※印の欄には、記載しないでください。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

吉賀町長様		給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	氏名又は 名称		⑩		特別徴収義務 者指定番号			
年 月 日提出			所在地				<small>この届出書に 応答される方</small>	係名	氏名	
						電話		()		
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額
個人番号		氏名	(旧姓)	円	月分から 月分まで	円	・	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円
給与の支払 を受けなくな った後の住 所										
新しい勤務 先の名称及 び所在地		電話 ()								
特別徴収継続のため、上記勤務先へ月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡しました。							“1.”に○印を付けた場合には 次の各欄にも記入してください。		“2.”に○印を付けた 場合には次の各欄にも 記入してください。	

1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出がなくても、必ず一括徴収してください。

一括徴収の申告		徴 収 予 定			※市町村記 入欄	
年 月 日		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
異動者印		・	円	円		
		・	円			
		・	円			
一括徴収した税額は _____ 月分の納入書で納付します。(例えば、6月分とは7月10日納期限分のことです。)					現年度	新年度

※ 裏面記載要領をよく読んでから、ご記入ください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載事項

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、支払を受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している町長に対して翌月の10日までに、新年度分について新たに特別徴収の方法により徴収することとなる課税市町村に対しては特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 「特別徴収義務者指定番号・個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された番号を記載してください。

(3) 「給与の支払をうけなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

(4) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(ア) 給与の支払をうけなくなった人が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(イ) 退職後当該翌年度5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。

(注…次の①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が当該年の12月31日までで、一括徴収の希望が無いため。

② 当該翌年度5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(5) 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

(6) 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(7) 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額もしくは退職手当等のそれぞれの額によってあな分した額）を記載してください。

※印の欄には、記載しないでください。

特別徴収義務者の名称等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日 吉賀町長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者 法人番号又は個人番号	
		名 称	この届出 書に回答 される方	係
		代表者の 職氏名印		氏名
			電話	()

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒 -	〒 -
フリガナ		
名 称		
電 話	()	()
備 考		

ご注意 ○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

切替届出書記載例 (就職の場合)

年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

吉賀町長様 〇〇年〇〇月〇〇日提出	給与 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	名 称 (氏名)	株 式 会 社 ○ ○ (印)	特徴義務者 法人番号又は個人番号
		所在地 (氏名)	〒 698-0000 島根県益田市△△町××番××号	記 入 担当者
				人事課 給与係 (氏名) 氏 名
				☎ (0856) 〇〇 - 〇〇〇〇

特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名		生年月日	特別徴収開始月等
1	住所 吉賀町 六日市1番1号	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	左記の者について、 ①普通徴収 3 期以降を ② 10 月分 (11 月 10 日納期限分) から特別徴収します。
	フリガナ フリ ガナ 氏 名		
2	住所 吉賀町	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	左記の者について、 ①普通徴収 期以降を ② 月分 (月 日納期限分) から特別徴収します。
	フリガナ		
3	住所 吉賀町	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	左記の者について、 ①普通徴収 期以降を ② 月分 (月 日納期限分) から特別徴収します。
	フリガナ		

月割額の通知 ○ 月 ○ 日までに通知が必要。

- 注意事項等**
- ① 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えることができません。
 - ② 二重納付防止のため、一部納付済の場合は、口座振替の場合を除き納付書の領収証書の写しを併せて提出してください。
 - ※ 口座振替該当者の場合は、町民税・県民税 税額決定・納税通知書の写しを併せて提出してください。
 - ③ 原則、提出月の翌月から特別徴収開始となります。(提出月からの特別徴収開始をご希望の場合は、ご連絡ください。)
 - ④ 公的年金からの特別徴収の対象となっている公的年金等所得にかかる町民税・県民税は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

※複写してご利用ください。

年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

吉賀町長様	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	名 称 (氏名)	⑩	特 徴 義 務 者 法人番号又は個人番号
			所在地 (氏名)	☎	記 入 担 当 者
年 月 日 提出					課 係 (氏名)
					☎ () -

特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名		生 年 月 日	特 別 徴 収 開 始 月 等
1	住所 吉賀町	1 昭 和 2 平 成 3 令 和 年 月 日	左記の者について、 ①普通徴収 <input type="text"/> 期以降を ② <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) から特別徴収します。
	氏名 フリガナ		
2	住所 吉賀町	1 昭 和 2 平 成 3 令 和 年 月 日	左記の者について、 ①普通徴収 <input type="text"/> 期以降を ② <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) から特別徴収します。
	氏名 フリガナ		
3	住所 吉賀町	1 昭 和 2 平 成 3 令 和 年 月 日	左記の者について、 ①普通徴収 <input type="text"/> 期以降を ② <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) から特別徴収します。
	氏名 フリガナ		

月 割 額 の 通 知 月 日までに通知が必要。

- 注 意 事 項 等**
- ① 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えることができません。
 - ② 二重納付防止のため、一部納付済の場合は、口座振替の場合を除き納付書の領収証書の写しを併せて提出してください。
 - ※ 口座振替該当者の場合は、町民税・県民税 税額決定・納税通知書の写しを併せて提出してください。
 - ③ 原則、提出月の翌月から特別徴収開始となります。(提出月からの特別徴収開始をご希望の場合は、ご連絡ください。)
 - ④ 公的年金からの特別徴収の対象となっている公的年金等所得にかかる町民税・県民税は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

※複写してご利用ください。

年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

吉賀町長様	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	名 称 (氏名)	⑩	特 徴 義 務 者 法人番号又は個人番号
			所在地 (氏名)	〒	記 入 担 当 者
年 月 日 提出					☎ () -

特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名		生 年 月 日	特 別 徴 収 開 始 月 等
1	住 所	吉賀町	左記の者について、 ①普通徴収 <input type="text"/> 期以降を ② <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) から特別徴収します。
	氏 名	フリガナ	
2	住 所	吉賀町	左記の者について、 ①普通徴収 <input type="text"/> 期以降を ② <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) から特別徴収します。
	氏 名	フリガナ	
3	住 所	吉賀町	左記の者について、 ①普通徴収 <input type="text"/> 期以降を ② <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) から特別徴収します。
	氏 名	フリガナ	
月 割 額 の 通 知		月 日までに通知が必要。	

注 意 事 項 等

① 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えることができません。

② 二重納付防止のため、一部納付済の場合は、口座振替の場合を除き納付書の領収証書の写しを併せて提出してください。

※ 口座振替該当者の場合は、町民税・県民税 税額決定・納税通知書の写しを併せて提出してください。

③ 原則、提出月の翌月から特別徴収開始となります。(提出月からの特別徴収開始をご希望の場合は、ご連絡ください。)

④ 公的年金からの特別徴収の対象となっている公的年金等所得にかかる町民税・県民税は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

※複写してご利用ください。

町・県民税特別徴収税額整理表

(特別徴収 義務者用)

月別	人員	個人から徴収した月割額 円	納 入 し た 額				納入年月日	検印	過不足額 円	備 考
			税 額 円	延滞金 円	督促手数料 円	計 円				
6月	人									
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
4月										
5月										
計										

翌月の10日までに納入してください。



年 月 日

吉賀町長 様

支 払 者
(特別徴収義務者)
法人番号又は個人番号

印

退職所得に係る町民税・県民税の納入届出書

標記の件について、下記税額を下記納入日に納入します。

納入日 年 月 日

退職手当の支払を受ける者の 住所及び氏名	退職手当の支払金額 及び支払日	勤続年数	特別徴収税額		
			町民税	県民税	合計額
住所	円	年	円	円	円
氏名	年 月 日				
個人番号					
住所	円	年	円	円	円
氏名	年 月 日				
個人番号					
住所	円	年	円	円	円
氏名	年 月 日				
個人番号					
合 計			円	円	円

